

答 申 第 10 号
平成 20 年 11 月 11 日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市個人情報保護条例第 25 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 9 月 26 日付長資第 670 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

名寄帳及び名寄帳の写し交付申請書の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

名寄帳及び名寄帳の写し交付申請書の開示請求に対して、長崎市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公開請求

不服申立人は、平成 20 年 7 月 4 日、長崎市個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 1 日条例第 27 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示を請求した。

名寄帳及び名寄帳の写し交付申請書

（2）請求に係る内容の特定

実施機関は、上記請求について、次のように特定した。

不服申立人の亡父の名義から別人名義となった物件が記載された名寄帳及び平成 17 年 7 月 10 日から同年 9 月 30 日までに不服申立人が申請した名寄帳の写し交付申請書

（3）情報開示の諾否の決定

実施機関は、平成 20 年 7 月 10 日付けで、名寄帳について条例第 12 条第 1 号の規定により、名寄帳の写し交付申請書については請求文書を保有して

いないことにより、不服申立人に対し非開示の決定通知を行った。

(4) 不服申立て

不服申立人は、平成 20 年 9 月 16 日、上記 (3) の決定を不服として、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の開示を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成 20 年 9 月 26 日、条例第 25 条第 1 項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会 (以下「審査会」という。) 会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①個人情報開示請求書の写し
- ②非開示決定通知書の写し
- ③不服申立書の写し
- ④非開示理由説明書
- ⑤不服申立てに係る経過説明書

4 不服申立人の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 自己情報としての開示請求の妥当性について

名寄帳の写しの開示請求については、故人 (父) の名義ではあるが申立人は民法上における相続人であり納税義務者にあたると考えている。また、固定資産証明等の交付申請書は申立人が自書し提出したものであり、本人の自己情報である。よって申立人の自己情報として請求するものである。

(2) 交付申請書の文書不存在の妥当性について

実施機関が、同じ実施機関内の市民課等における申請書等の保存年限が 3 年となっていることと比較しても、文書保存年限を 1 年としているのは早すぎる。その事を理由に文書が実際に不存在だったとしても、料金を受け取った記録等を用いて何らかの開示方法を検討するべきであり、非開示決定は妥当ではない。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第 12 条第 1 号 (法令秘情報) の該当性について

名寄帳については、地方税法第 387 条第 3 項（土地名寄帳及び家屋名寄帳）の規定により納税義務者の閲覧は可能ではあるが、同法第 22 条（秘密漏えいに関する罪）における税務職員の守秘義務の解釈から納税義務者以外の者には閲覧に供することができない。

このことについて、申立人は納税義務者である主張をしているが、実施機関に対し対象物件の相続登記や相続人である証明もされていないため、開示請求した名寄帳の当該物件に関して、現在は他人の名義となっており申立人は納税義務者とはなっていない。

よって条例第 12 条第 1 項の規定により非開示としたものである。

(2) 交付申請書の文書不存在の妥当性について

当該文書については、請求者が求める証明書を適正に発行するためのものであり、手続きが終了すれば長期保管する必要もなく、これまでの実例としてトラブルも生じていないことから、文書の保存年限を 1 年と定めているものである。

よって、当該文書は既に 3 年を経過したものであり、廃棄済み（請求時に再確認も実行済み）で文書を保有していないことから非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 条例第 12 条第 1 号（法令秘情報）の該当性について

条例第 12 条第 1 号においては、本人の情報であっても開示できない旨を法令等に明記されているか、その法令等の主旨及び目的から見て明らかに開示できないと判断されている個人情報には非開示と定めている。

名寄帳の情報が法令等の規定により、開示することができない情報であるかについては、地方税法第 387 条第 3 項により納税義務者への閲覧を認めている一方、同法第 22 条の守秘義務の規定により納税義務者以外の者へ閲覧に供することができない解釈がなされている。

そして、当該文書の固定資産台帳上においては、申立人は実施機関の説明のとおり納税義務者となっていないことから、地方税法第 387 条第 3 項の適用はできないので条例第 12 条第 1 号に該当すると認められる。

(2) 交付申請書の文書不存在の妥当性について

文書の保存年限の指定については、長崎市文書規程第 47 条第 2 項により各担当の主務課長が行うものとなっている。この保存年限の判断の正当性について審議することは審査会の所掌事務ではないため、単純に該当文書が不

存在であることについてのみ考えるものである。それを踏まえると当該文書は明らかに実施機関の定める保存年限を過ぎており、実施機関も請求時に改めて廃棄確認を行ったことから廃棄処分は確かなものであると推測される。

よって、実施機関の非開示の判断は妥当である。

(4) 結論

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

年 月 日	審査会	処 理 経 過
平成20年 9月26日	—	実施機関から諮問書を受理
10月17日	—	異議申立人から意見書を受理
10月27日	第1回	実施機関からの説明、質疑応答、審議
11月10日	第2回	異議申立人から意見等の聴取及び審議 答申書審議

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

職	氏 名	摘 要
会 長	城谷 公威	弁護士
委 員	黒崎 伸子	女性団体代表
〃	大内 和直	大学教授
〃	徳永 幸子	大学教授
〃	馬場 宣房	新聞社役員